

計画的な保護管理を進めるための対応案

1. ニホンザルの保護管理に関する認識の向上

- ・認識が不足している担当者に対し、生態等の特性も理解してもらいつつ、なぜ計画的な管理が必要なのか、わかりやすく説明し、理解を促す必要がある。
- ・無計画で対処療法的な捕獲を続けていても、被害は減らないことを理解してもらうために、計画的な管理を実施したことによって効果のあった事例を紹介する。

2. ニホンザルの現状把握の推進

- ・各地域において、ニホンザルの現状（生息状況、被害状況）が十分把握されていない状況が多く見られることから、保護管理を進めるための第一ステップとなる現状把握のための調査の実施を促すことが必要。
- ・アンケートの回答でも、モニタリング実施の課題として、予算不足が多く挙げられていたので、比較的低予算でも始められる調査から実施することを提案する。
- ・各県の現状把握の程度によって必要な調査は異なるため、把握したい内容に応じて必要な調査を整理する。

（1）生息状況調査

- ・県内でのニホンザルの生息状況の把握度合いに応じて、あるいは採用する捕獲のオプション（全頭捕獲、部分捕獲など）に応じて、調査すべき情報や調査方法を提示する。

①アンケート調査・聞き取り調査

②出没カレンダー調査

③テレメトリー調査・群れの個体数調査

（2）被害状況調査

- ・行政が調査している一般的な農業被害のデータは、県単位や市町村単位の被害状況を表したものであり、地区や集落ごとの被害状況は把握することができない。また自家消費用の作物に対する被害や生活環境被害については把握できないため、農業集落単位のアンケート調査の実施を提案する。

3. 情報の発信

- ・上記 1、2 の内容を整理し、今年度の保護管理レポートに盛り込む。